



## 一般国道153号 伊駒アルプスロードに係る計画段階環境配慮書 に対する国土交通大臣の意見についてお知らせします

環境影響評価法に基づく、一般国道153号 伊駒アルプスロードの計画段階環境配慮書(「配慮書」)について、平成28年1月27日付けで国土交通大臣から意見の送付がありましたので、お知らせします。

内容は別紙のとおりです。

### ※「配慮書」とは

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行いその結果をまとめた図書です。

この取組は、しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)の「施策の総合的展開5-2快適でくらしやすいまちづくり」を目指すものです。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

### ◆◆「オール信州」宣言◆◆

私たちは「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の実現に取り組んでいます。

建設部 道路建設課 計画調整係  
(課長) 西元 宏任  
(企画幹) 猿田 吉秀 (担当) 伴野 光彦  
電話 : 026-235-7304 (直通)  
FAX : 026-235-7391  
E-mail michiken@pref.nagano.lg.jp

伊那建設事務所 整備課 計画調査係  
(所長) 飯ヶ浜 安司  
(課長) 塩野入 宗義 (係長) 関 一規  
電話 : 0265-76-6848 (直通)  
FAX : 0265-76-6850  
E-mail inaken-seibi@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

一般国道153号伊駒アルプスロードに係る計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣意見  
(平成28年1月27日 国道国第205号 国土交通大臣から長野県知事あて)

本事業の計画段階環境配慮書について、以下の意見を述べるものである。

1. 対象事業実施区域の設定

今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～⑤の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。

- ① 市街地、集落
- ② 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設等を含む）、住居
- ③ 重要な動物の生息地、重要な植物の生育地
- ④ 景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場、重要な史跡
- ⑤ 駒ヶ根市景観計画「景観育成重点地区」、伊那市景観計画「景観育成住民協定地区」

2. 環境影響評価の項目の選定

設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の1. ①～⑤の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

3. 各論

今後の詳細なルート及び構造の検討並びに上記の2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。

(1) 大気質及び騒音

本ルート帯及びその周辺の地域は、都市計画の住居専用地域及び住居地域に指定された住居環境を保全する地域並びに集落が存在し、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「保全対象」という。）が立地していることから、本事業の実施に伴う保全対象への自動車騒音及び排気ガスの影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、下記（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、保全対象の立地状況等を踏まえ、特に影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

(i) 天竜川右岸部について

宮田村中心市街地付近の一般国道153号は約20,000台/日の現況交通量があり、沿道は都市計画の第一種住居地域に指定され保全対象が集中して立地している。このため、現道活用ルートは、天竜川沿いルートと比較して、現道拡幅に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、現道活用ルートの採用可否の判断に当たっては、保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、天竜川沿いルートを採用する場合において

も、当該ルート帯及びその周辺の地域には集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

(ii) 天竜川左岸部について

本ルート帯及びその周辺の地域には、集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

(2) 動物

本ルート帯及びその周辺の地域には、ミヤマシジミ等希少な昆虫類、ギンブナ等希少な魚類、セツカ等希少な鳥類等重要な動物の生息地が確認されている。また、河岸段丘林が連続して分布しており、野生生物が重要な移動経路として利用している可能性が考えられる。このため、本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、生息地の改変及び水の濁りの抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

本ルート帯及びその周辺の地域は、中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等伊那谷特有の眺望景観を有し、人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。また、景観計画区域に指定され、良好な景観の形成が求められる地域である。このため、本事業の実施に伴うこれら眺望景観及び活動の場への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないように配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、眺望点及び活動の場並びにそれらの利用状況を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

(以上)